

ID: 1209

担当部署: 企画課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	地域再生法 第22条第2項及び第3項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】 法第22条の規定による。 (監督等) 第22条 地方公共団体の長は、第20条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 地方公共団体の長は、推進法人が第20条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第19条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	平成30年1月9日